

(原案)

要約版

# 芦屋市中小企業・小規模企業振興基本計画

## 芦屋市

計画期間：令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）

### ～計画策定の目的～

市民、企業、関係団体及び市が一体となり市内の中小企業・小規模企業の重要性を認識し、中小企業・小規模企業の振興に関する具体的な施策及び目標を定め、支援していくことによる市の更なる発展を目的として策定するものです。

## 本市の中小企業・小規模企業者

中小企業庁の「市区町村別企業数」によると、平成 28 年の市内の総企業数は 1,944 者、内訳としては大企業 3 者、中小企業 1,941 者、中小企業のうち小規模企業は 1,617 者であり、ほぼ全てが中小企業であり、8 割以上が小規模企業となっている。

### 【中小企業・小規模企業者の定義】

中小企業基本法では中小企業者と小規模企業者の定義を次の表のように規定しています。

業種分類	中小企業者（下記のいずれかを満たす）		小規模企業者
	資本金または出資総額	常時使用する従業員の数	
製造業その他	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下

中小企業基本法第 2 条より

## 地域経済における本市の課題

本市が商業振興の施策の方針を見出すことを目的に実施した広域商業診断の分析から、消費者ニーズの多種多様化に対応するための①消費者ニーズへの対応、来街者を増やし、商品・サービスの購入に繋げていくための②商業環境の改善、通信販売・インターネット販売・電子マネーなどの利用者増に対応するための③新たな取り組みへの対応の区分に分け、下記のとおり課題の整理を行った。

課 題	
①消費者ニーズの対応	品揃えの充実
	商品・サービスの提供方法
	商店街等の業種の増加
	機能・施設・設備の充実
②商業環境の改善	商店街の活性化
	商店街の空き店舗活用促進
	高齢化に伴う後継者の確保
	技術や知識の承継者の確保
	従業員の確保
	業務改善による労働時間の短縮及び休暇取得の奨励・促進
③新たな取り組みへの対応	インターネット販売や宅配業者の活用促進

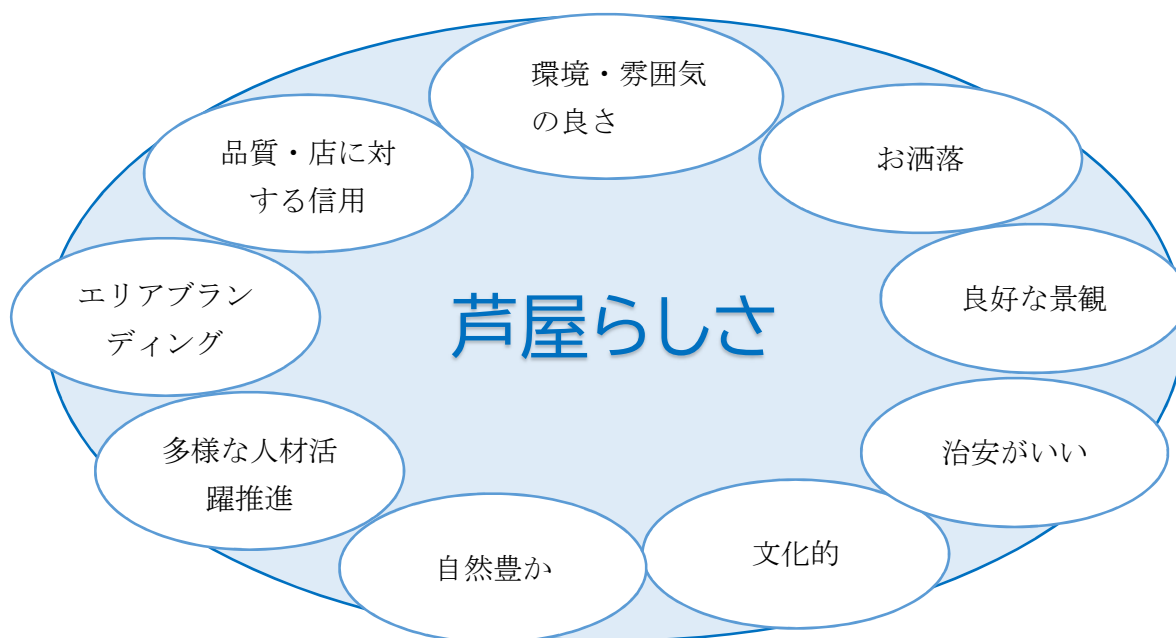
---

## 地域経済における本市の強み

---

本市は「品質」や「店に対する信用」が高い評価を受けており、これは本市の「強み」であると考えられる。また、市全体の将来像に関して行なわれたインタビュー等では、本市の独自性を生かしたまち全体の発展について下記の意見があがっており、これらも本市の「強み」であると考えられる。地域経済発展とまちの発展が不可分なものという認識の上に提言されたものであり、重要な指摘と受け止める必要がある。

下記図に示すとおり、「芦屋らしさ」とは、本市の「強み」の集合体と考えられ、これらを増進することは、「芦屋らしさ」の向上になると考えられる。



---

## 商工振興に向けた方向性及び主な取り組み

---

本市において中小企業・小規模企業の振興を図るには、市内事業所の重要な部分を占める小売業の活性化を主眼に置き、関連する飲食業やサービス業にその効果が波及することが有効であると考えられる。

小売商業活性化のためには、市外での購買力を少しでも市内に引き戻し、近隣商業施設において身近なニーズに応えること、また、近隣市からの顧客の流入を増やすことが必要である。そのためには、①消費者ニーズへの対応、②商業環境の改善、③新たな取り組みへの対応などが考えられるため、課題及び本市独自の地域特性を踏まえ、今後の地域経済振興の基本方針を決定する。

本市においては、他の自治体と類似する様々な課題を解決することが地域経済振興に必要ではあるものの、それのみでは大規模商業施設を有する近隣商業地に対して優位性が得られない本市においては、「強み」をさらに強化し、副次的にマイナス要素をカバーすることが有効と考え、以下の6つを基本方針とし、下記の取り組みを実施します。

基本方針	主な取り組み
1 芦屋らしさを生かした 集客と販路拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 阪神間連携ブランド発信事業や日本遺産など、市域を超えた地域に共通する文化をテーマとした集客により、他市（酒蔵など）を訪問する観光客を取り込む。</li> <li>(2) 首都圏を中心とした市外に臨時出展する事業者や恒常的に市外に販売拠点を持つ事業者の協力を得て、芦屋市のイメージ発信による販売促進を図る。</li> <li>(3) ふるさと納税寄附返礼品によるアピールを行う。</li> <li>(4) ハイキング客など自然環境を生かした集客とともに、市内の商店利用につながるよう情報発信を行う。</li> <li>(5) 市の中心にある商業地域を振興することによって市外から集客し、市全体に回遊させる。</li> <li>(6) 官民連携（エリアブランディング）による活性化への取り組みを行う。</li> </ul>
2 多様な人材・新たな人材 の活用による事業の展 開・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 空き家・空き店舗の活用を促進する。</li> <li>(2) 起業コンテスト等、全国から新規参入者を募る仕掛けをつくる。</li> <li>(3) 新規事業者が地域へ浸透できるよう支援する。</li> <li>(4) 既存事業者との交流により販路開拓や連携した新事業につなげる。</li> <li>(5) 障害者雇用奨励金による障害者雇用支援を行う。</li> <li>(6) 雇用支援を行う。</li> <li>(7) 法制度改正の際の支援を行う。</li> </ul>
3 消費者ニーズに対応し た多様な職種、事業形態 の成長の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 独自性の高い商品や魅力ある店舗づくりを支援する。</li> <li>(2) 事業者同士の相互の連携による新商品開発、顧客開拓支援を行う。</li> <li>(3) インターネットの活用・促進を支援する。</li> <li>(4) 展示会等への出展支援を行う。</li> </ul>
4 技術、知識の承継	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) コワーキングスペースやイベント出展において職人同士の交流を活発にし、相互協力を促進する。</li> <li>(2) コワーキングスペースにおいて「ものづくり（ハンドクラフト）」に特化したセミナーを開催し、ものづくりを目指す新規事業者を支援する。</li> <li>(3) 技能功労者表彰により市民のものづくりへの関心を高める。</li> <li>(4) 芦屋市経済の活性化のため事業承継を支援する。</li> </ul>
5 W i t h コロナに向け て	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国県の動向を踏まえた支援を行う。</li> <li>(2) 関係団体から情報を収集し事業者に提供する。</li> </ul>
6 地域ぐるみで事業所支 援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民に向けて、理解と協力が得られるよう情報提供等を行う。</li> <li>(2) 関係団体から情報を収集し事業者に提供する。</li> <li>(3) 災害時等事業継続のための支援を行う。</li> <li>(4) 芦屋市商工会の経営発達支援計画策定及び実施を支援する。</li> <li>(5) 芦屋市商工会の市内消費活性化事業と連動し、地産・地消促進事業を実施する。</li> </ul>